

基発第 0401019 号  
平成 15 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 労働基準法の一部改正について

「民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律」(平成 14 年法律第 100 号。平成 14 年 7 月 31 日公布。)により、労働基準法別表第一第 11 号が改正され、本日より施行されたので、下記の事項に留意の上、遺憾なきを期されたい。

#### 記

#### 1 改正の内容

労働基準法別表第一第 11 号の「郵便又は電気通信の事業」を「郵便、信書便又は電気通信の事業」に改めたこと。

#### 2 改正の理由

- ① 新たに、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号。平成 15 年 4 月 1 日施行。以下「信書便法」という。)が制定されたが、同法においては、民間事業者による信書(郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)第 5 条第 2 項に規定する信書をいう。以下同じ。)の送達を「信書便」と定義し、「郵便」とは区別していること。
- ② 信書便法により、信書の送達の事業への一般の参入が可能となったことに伴い、労働基準法上の概念を信書便法にあわせ、その適用範囲を明確にしておく必要があること。

#### 3 改正の趣旨

民間事業者による信書の送達の事業は、「信書便」の事業に該当すること。

(参考1)

関係法参照条文

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第五条第二項に規定する信書をいう。

2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。  
（第三項から第九項まで 略）

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第百号）（抄）

第三十七条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第一第十一号中「郵便」の下に「信書便」を加える。

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

第五条（第一項 略）

② 何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

(参考2)

新旧対照条文

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

改正後	別表第一 （第一号から第十号まで 略） 十一 郵便、信書便又は電気通信の事業 （以下 略）
改正前	別表第一 （第一号から第十号まで 略） 十一 郵便又は電気通信の事業 （以下 略）